

個人情報ファイル簿（単票）

【建築施設課・計画管理係】

個人情報ファイルの名称	建築確認申請台帳	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設経済部建築施設課	
個人情報ファイルの利用目的	建築確認申請事務における本人の資格審査のために利用する。	
記録項目	1. 申請者氏名、2. 設計者氏名、3. 建築主氏名、4. 住所、5. 電話番号、6. 代理者資格、7. 氏名、8. 事務所名、9. 住所、10. 電話番号、11. 設計者資格、12. 氏名、13. 事務所名、14. 住所、15. 電話番号、16. 工事監理者資格、17. 氏名、18. 事務所名、19. 住所、20. 電話番号、21. 工事施工者氏名、22. 営業所名、23. 住所、24. 電話番号、25. 建築物地名地番、26. 都市計画区域内外別、27. 防火地域指定、28. その他の区域指定、29. 道路幅員、30. 敷地接地長さ、31. 敷地面積、32. 用途地域、33. 法による容積率、34. 法による建蔽率、35. 敷地面積合計、36. 主要用途、37. 工事種別、38. 建築面積、39. 建蔽率、40. 延べ面積、41. 容積率、42. 建築物の数、43. 最高の高さ、44. 階数、45. 構造、46. 法 56 条第 7 項による特例の有無、47. 特例の区分、48. 工事着手年月日、49. 工事完了年月日、50. 最高の軒の高さ、51. 設備種類、52. 確認の特例、53. 屋根材、54. 外壁材、55. 軒裏材、56. 床の高さ、57. 便所種類、58. その他、59. 備考、60. 柱小径、61. 垂直距離、62. 階高さ、63. 天井、64. 案内図、65. 配置図、66. 平面図、67. 立面図、68. 工事届、69. 概要書、70. 浄化槽、71 開発行為、72. 都計法 53 条、73. 消防資料	
記録範囲	建築確認申請等を提出した申請者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	千葉県 安房土木事務所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館山市総務企画部総務課	
	(所在地) 〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

作成日（最終修正日）：令和4年8月31日

個人情報ファイル簿（単票）

【建築施設課・計画管理係】

個人情報ファイルの名称	市営住宅管理システム内台帳	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設経済部建築施設課	
個人情報ファイルの利用目的	市営住宅入居者の情報管理のため	
記録項目	1. 国籍、2. 宛名番号、3. 現住所、4. 氏名、5. 世帯主、6. 続柄、7. 性別、8. 年齢、9. 生年月日、10. 電話番号、11. 入居日、12. 退去日、13. 退去事由、14. 退去先住所、15. 所得、16. 税控除、17. 勤務先、18. 生活保護認定状況、19. 使用料支払方法（金融機関口座）	
記録範囲	市営住宅入居者、保証人	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館山市総務企画部総務課	
	（所在地）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 8 月 3 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【建築施設課・計画管理係】

個人情報ファイルの名称	空家対策システム内台帳	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設経済部建築施設課	
個人情報ファイルの利用目的	「空家等対策の推進に関する特別措置法」における対応のために利用する。	
記録項目	1. 相談日時、2. 地図No、3. 相談者氏名、4. 住所、5. 電話番号、6. 連絡先通知承諾、7. 空き家所有者氏名、8. 住所、9. 相談内容、10. 建物所有者氏名、11. 住所、12. 電話番号、13. 土地所有者氏名、14. 住所、15. 納税管理人氏名、16. 住所、17 対応状況	
記録範囲	建物所有者もしくは建物法定相続人	
記録情報の収集方法	公用請求による官公署，固定資産課税台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 館山市総務企画部総務課	
	(所在地) 〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 8 月 3 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【建築施設課・計画管理係】

個人情報ファイルの名称	令和元年台風 15 号等災害支援申込者リスト（R2. 12. 25 まで）	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設経済部建築施設課	
個人情報ファイルの利用目的	令和元年台風 15 号等の被災者で災害救助法における応急修理事業支援金および館山市被災住宅修繕緊急支援事業補助金交付要綱における補助金事業についての事務のため	
記録項目	1. り災証明台帳番号、2. 申込者、3. 申込内容、4. 見積書受領状況、5. 市_依頼日、6. 被害の状況、7. 修理見積依頼状況、8. 業者名、9. 肩書・代表者名、10. 〒、11. 業者所在地、12. 業者送付先、13. 業者連絡先、14. 修理の状況、15. 申込日、16. 被災住宅住所、17. 現在住所〒、18. 現在住所、19. 連絡先、20. 生年月日、21. り災家屋種別、22. 持家 or 貸家、23. 備考	
記録範囲	令和元年台風 15 号等の被災者で罹災証明取得者のうち災害救助法における応急修理申請者および館山市被災住宅修繕緊急支援事業補助金交付要綱に係る補助金事業の申請者	
記録情報の収集方法	本人、親族	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	国、千葉県	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館山市総務企画部総務課	
	（所在地）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 8 月 3 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【建築施設課・計画管理係】

個人情報ファイルの名称	応急修理振込予定日一覧	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設経済部建築施設課	
個人情報ファイルの利用目的	令和元年台風 15 号等の被災者で災害救助法における応急修理事業支援金についての事務のため	
記録項目	1. 被災証明台帳番号、2. 申込者、3. 申請内容、4. 被害の状況、5. 業者名、6. 代表者、7. 依頼工事の見積額、8. 振込予定日	
記録範囲	令和元年台風 15 号等の被災者で罹災証明取得者のうち災害救助法における応急修理事業申請者	
記録情報の収集方法	本人，親族	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	国，千葉県	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 館山市総務企画部総務課	
	(所在地) 〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 8 月 3 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【建築施設課・計画管理係】

個人情報ファイルの名称	R1 台風 15 号等 補助金確定通知一覧	
行政機関等の名称	館山市 館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設経済部建築施設課	
個人情報ファイルの利用目的	令和元年台風 15 号等の被災者で館山市被災住宅修繕緊急支援事業補助金交付要綱における補助金事業についての事務のため	
記録項目	1. り災証明台帳番号、2. 申込者、3. 申請内容、4. 被害の状況、5. 申込日、6. 〒、7. 現在の住所、8. 決定額通知、9. 決定通知指令枝番、10. 決定通知日、11. 変更決定通知額、12. 変更決定通知指令枝番、13. 変更決定通知日、14. 確定通知額、15. 確定通知指令枝番、16. 確定通知日、17. 合計、18. 主要工事、19. 所要工事以外、20. 交付金対象	
記録範囲	令和元年台風 15 号等の被災者で罹災証明取得者のうち館山市被災住宅修繕緊急支援事業補助金交付要綱に係る補助金事業の申請者	
記録情報の収集方法	本人、親族	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	国, 千葉県	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館山市総務企画部総務課	
	(所在地) 〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 8 月 31 日

個人情報ファイル簿（単票）

【建築施設課・計画管理係】

個人情報ファイルの名称	R1 台風 15 号等 補助金支払管理一覧	
行政機関等の名称	館山市 館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設経済部建築施設課	
個人情報ファイルの利用目的	令和元年台風 15 号等の被災者で災害救助法における応急修理事業支援金および館山市被災住宅修繕緊急支援事業補助金交付要綱における補助金事業についての事務のため	
記録項目	1. り災証明台帳番号、2. 申込者、3. 申請内容、4. 見積書受領状況、5. 修理依頼状況、6. 被害の状況、7. 修理見積り依頼状況、8. 業者名、9. 肩書き・代表者名、10. 〒、11. 業者所在地、12. 業者送受先、13. 業者連絡先、14. 修理の状況、15. 申込日、16. 被災住宅所在地、17. 〒、18. 現在の住所、19. 連絡先、20. 生年月日、21. り災家屋の種別、22. 持家 or 貸家、23. 備考、24. 決定通知額、25. 決定通知指令枝番、26. 決定通知日、27. 変更決定通知額、28. 変更決定通知指令枝番、29. 変更決定通知日、30. 確定通知日、31. 確定通知指令枝番、32. 確定通知日、33. 補助金対象額、34. 主要事業額、35. その他額、36. 基幹・効果判定、37. 支払予定日、	
記録範囲	令和元年台風 15 号等の被災者で罹災証明取得者のうち災害救助法における応急修理申請者および館山市被災住宅修繕緊急支援事業補助金交付要綱に係る補助金事業の申請者	
記録情報の収集方法	本人，親族	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	国，千葉県	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館山市総務企画部総務課	
	(所在地) 〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

作成日（最終修正日）：令和4年8月31日